

令和7年度神川町就学援助制度のご案内

神川町教育委員会

神川町では、経済的な理由により就学が困難な児童生徒の保護者に対し、小・中学校で必要な費用の一部を援助する就学援助制度を設けています。

① 援助を受けられるかた

神川町に住所を有し、神川町の小・中学校に在籍している児童生徒の保護者で、次のいずれかに該当し、教育委員会が援助を必要と認めるかた。

要保護者 ・生活保護を受給している世帯

準要保護者 ・生活保護が停止又は、廃止された世帯
・町民税が非課税である世帯又は、個人事業税、固定資産税、国民年金、国民健康保険税が減免されている世帯
・児童扶養手当の受給をしている、又はひとり親家庭等医療費を受給している世帯
・生活福祉資金の貸付を受けている世帯
・その他、経済的に困りの世帯（所得制限があります。）

② 援助の対象となった場合に受けられる費用

〔援助費（年間支給額）〕

種 類	小学生	中学生	支給対象者
学用品費	11,630 円	22,730 円	準要保護者
通学用品購入費(1年生を除く)	2,270 円	2,270 円	
新入学児童生徒学用品費等 【入学支度金】(1年生のみ)	57,060 円	63,000 円	
校外活動費(宿泊無し)	1,600 円 (限度額)	2,310 円 (限度額)	
校外活動費(宿泊有り)	3,690 円 (限度額)	6,210 円 (限度額)	
オンライン学習通信費 (世帯ごとに支給)	14,000 円	14,000 円	
修学旅行費	実費相当額	実費相当額	要保護者 及び準要保護者
医療費	医療券交付による現物給付		

※ 金額については、年度により変更となることがあります。

※ 生活保護を受けているかたは、修学旅行費と医療費のみ、町から支給となります。

※ 支払いについては、各学期末を予定しています。

③ 申請方法

提出書類

・就学援助費受給申請書にご記入のうえ提出してください。

申請書は教育委員会又は各学校にあります。

※現在援助を受けているかたも、毎年申請が必要です。

提出先 神川町教育委員会

【お問い合わせ】神川町教育委員会学務課

0495-77-2312